

犯罪者の視点から見た防犯環境設計の有効性の検討

— 全国の被収容者を対象とした質問紙調査報告 —

Effectiveness of CPTED from criminals' viewpoint

: A preliminary report of questionnaire survey to criminals incarcerated in a detention centers

雨宮 護*・島田貴仁*・菊池城治**・齊藤知範*・原田 豊*
Mamoru AMEMIYA, Takahito SHIMADA, George KIKUCHI,
Tomonori SAITO and Yutaka HARADA

The aim of this paper is to examine the effectiveness of CPTED (Crime Prevention Through Environmental Design) from the viewpoint of criminals. A questionnaire of 382 criminals who were incarcerated in detention centers showed that only a few criminals performed preliminary inspection of target locations before the commission of their crimes. Furthermore, the analysis of the questionnaire responses indicated that CPTED can increase the number of factors that can prevent crimes. Finally, the analysis also showed that "natural surveillance" by neighborhood residents is effective in preventing crime. To conclude, we discussed the effectiveness of natural surveillance from a theoretical standpoint.

Keywords: CPTED, Crime, Criminal, Questionnaire Survey, Natural surveillance
防犯環境設計, 犯罪, 犯罪者, 質問紙調査, 自然な監視

1. はじめに

わが国においても、「防犯まちづくり」がまちづくりの一類型として定着してきた。特に2000年に警察庁から「安全・安心まちづくり推進要綱」が出されて以降は、関連書籍多くが出版されるなど概念が広まり、各地で実践例も見られるようになってきた。

こうしたわが国の防犯まちづくりの取り組みに理論的裏付けを与えているのが「防犯環境設計」の考え方である。詳細は文献¹⁾に譲るが、この考え方の基本は、「監視性」や「領域性」などに留意しながら、主に場所スケールでの環境を改変することにより、犯罪者が犯行を行いにくく、また、それ以外の者が犯行を阻止しやすくするような状況を作り出すことにある。

「防犯環境設計」は理論的には防犯に有効とされるが、わが国では効果の実証研究が極めて少ない。とりわけ、どのような環境の改変が犯罪者の犯行意欲を挫くのかという点については、犯罪者への直接的な調査が困難なこともあり、これまで十分に伝えられてこなかった課題である。

2008年、警察庁生活安全局生活安全企画課は、「犯罪情勢分析手法の高度化に向けた調査研究」の一環として、全国11か所の拘置所・拘置支所の被収容者¹⁾を対象とした質問紙調査を行った。本稿では、この調査結果の一部を報告することにより、防犯環境設計の有効性を検討するための基礎資料を提供する。

なお、犯罪者への調査から環境設計からの防犯対策への知見を得ようとした既存研究には、侵入窃盗犯やひったくり犯への調査から被害リスクの高い場所の特徴を明らかにしたもの^{2,3)}、犯罪者の罪種別に犯行場所の選定プロセスを明らかにしたもの⁴⁾などがある。また、社会安全研究財団や都市防犯研究センターによる研究報告書^{5,6)}には、犯罪者への調査が行われているものがある。本稿は、これらに連なるものとして、最新の調査結果を報告するものと位置付けられる。

2. 報告対象とする調査

(1) 調査の概要

本稿では、2008年に警察庁によって行われた質問紙調査の結果⁷⁾を報告する。同調査は、全国の11の拘置所・拘置支所の被収容者¹⁾を対象に実施されたものである。全国1,400の質問紙配布に対して得られた777の有効回答(回収率55.5%)のうち、一般に防犯環境設計によって阻止することが期待されると考えられる罪種(後述)が確定した者382名を報告の対象とした。

(2) 回答者の属性

防犯環境設計によって防ぐことのできる罪種は、場所の特徴が犯罪の発生に寄与すると考えられるものに限定される。そこで本稿では、具体的な罪種として、以下の罪種を設定し、これらに該当する382名を集計の対象とした。

- ・ 財産犯：窃盗、恐喝、強盗、住居侵入、放火。
- ・ 身体犯：傷害、強盗致死傷、強姦・同致死傷、強制わいせつ・同致死傷、暴行、傷害致死²⁾

回答者の属性について、表1に記す。性別は男性が364名と95%を占める。また、年齢は、19歳～79歳まで幅広く、平均は42.5歳である。罪種としては窃盗が多く、全体の66.8%を占めている。初犯の者が全体の約半数おり、入所回数⁸⁾の平均値は2.8回である。以下では、表1の382名を対象に、設問ごとに有効回答数を母数とした割合を報告する(従ってnは設問ごとに異なる)。

表1 回答者の属性

回答者数	382
性別	男性364, 女性18
年齢	19～79歳(平均42.5歳, SD=14.4)
罪種 (自己申告)	財産犯291 (内訳: 窃盗255, 恐喝14, 強盗13, 住居侵入5, 放火4) 身体犯91 (内訳: 傷害40, 強盗致死傷19, 強姦・同致死傷11, 強制わいせつ・同致死傷9, 暴行7, 傷害致死5)
累犯	初犯190, 準初犯24, 累犯167, 不明1
入所回数	1～17回(平均2.8回, SD=2.94)

* 正会員・科学警察研究所 (National Research Institute of Police Science)

**非会員・科学警察研究所 (National Research Institute of Police Science)

3. 調査結果

(1) 犯行以前の犯罪者の下見行動

犯罪者は事前に犯行場所の入念な下見を行い、自分が捕まるリスクを最小化するような犯行場所の選定を行うと言われている。防犯環境設計はこの下見段階で犯罪者に「この場所では犯行が困難」と思わせることを目的の一つとしている。そこで、犯罪者の罪種別に下見を行ったかを尋ねた(表2)。

総数では下見を行った者は15.6%に過ぎず、多くの者は事前の下見なしで犯行場所を選定する傾向にあった。罪種大分類別にみると、若干、財産犯(16.5%)が身体犯(12.5%)に比べて高い傾向が見られるものの、その差は有意なものとはいえなかった($\chi^2=0.742, p=0.39$)。

下見を行ったとした者を対象に、さらに下見の回数と一回当たりの下見の時間、下見を行った時期と場所を尋ね、罪種大分類別

に集計した(表3)。母数が少ないため解釈には注意を要するが、回数、時間はいずれの罪種大分類においてもばらつきが多く、明確な傾向は見られなかった。下見の時期については、罪種大分類に共通して、犯行直近の時期(事件直前~6日前)での頻度が高かった。具体的な下見場所についても、罪種大分類に共通して「それまで行ったことのない場所」が最多となった。

以上をまとめると、犯罪者の下見行動については、行われる割合は低く、回数や一回あたりの時間については一貫した傾向は認められず、また、犯罪者がそれまで行ったことのない場所を対象に行われる、とまとめることができる。これまで一般に犯罪者は下見を入念に行うとされ⁹⁾、住宅に隣接した公園などが下見場所となるため注意が必要とされてきた。しかしデータからは、入念な下見を行う者は少数派であり、犯行時に対象を選定する者が多いことがうかがえた。

表2 罪種別に見た下見実施の有無

罪種	下見を行った	下見を行わなかった
財産犯(n=267)	44(16.5%)	223(83.5%)
窃盗(n=234)	17(15.0%)	55(85.0%)
恐喝(n=13)	2(15.4%)	11(84.6%)
強盗(n=12)	5(41.7%)	7(58.3%)
住居侵入(n=4)	2(50.5%)	2(50.5%)
放火(n=4)	0(0.0%)	4(100%)
身体犯(n=80)	10(12.5%)	70(87.5%)
傷害(n=33)	1(3.0%)	32(97.0%)
強盗致死傷(n=18)	6(33.3%)	12(66.7%)
強姦・同致死傷(n=11)	1(9.1%)	10(90.9%)
強制わいせつ・同致死傷(n=8)	1(12.5%)	7(87.5%)
暴行(n=6)	1(16.7%)	5(83.3%)
傷害致死(n=4)	0(0.0%)	4(100%)
有効回答計	54(15.6%)	293(84.4%)

表3 下見の回数・時間・時期・場所(無回答は記述を省略)

下見の内容		財産犯	身体犯
下見の回数	1回	17	3
	2回	12	2
	3回以上	5	4
下見の時間	5分未満	6	1
	5~9分	3	3
	10~19分	12	1
	20分以上	14	2
下見を行った時期	事件直前~6日前くらい	30	6
	7日~13日前くらい	3	3
	14日~20日前くらい	2	0
	21日~1ヶ月前くらい	3	0
	1~2ヶ月前くらい	1	1
下見場所	自分の家のそば	4	0
	自分の職場のそば	3	0
	自分の家や職場以外の立ち寄り先	6	2
	それまで行ったことのない場所	15	3
	以前の犯行場所の近く	7	1

表4 犯行場所の選定理由(M.A.)

罪種	偶然	た勝 か手 らが わ か つ て い	た人 か通 ら り が 少 な か つ	そ の 他	だた つ又 たは はし か は ら い が な か つ	施 錠 は し か な か つ	街 灯 が な い 暗 闇	か ら 設 備 が な か つ た 防	防 犯 力 が メ カ ナ い た 防	い 留 ま り か た ら わ か つ て	だ 逃 げ た や か す い 場 所	が 大 あ つ た 貴 金 属 な ど	署 近 が く な に か 交 番 や た か 警 察	を 近 知 く 察 つ に 官 や い な 警 備 か こ 員 ら と
財産犯(n=273)	165(60.4)	42(15.4)	33(12.1)	22(8.1)	17(6.2)	15(5.5)	16(5.9)	18(6.6)	13(4.8)	7(2.6)	6(2.2)	4(1.5)		
窃盗(n=239)	150(62.8)	37(15.5)	24(10.0)	19(7.9)	15(6.3)	11(4.6)	15(6.3)	17(7.1)	10(4.2)	4(1.7)	5(2.1)	4(1.7)		
恐喝(n=13)	8(61.5)	2(15.4)	3(23.1)	1(7.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(7.7)	0(0.0)		
強盗(n=13)	3(23.1)	3(23.1)	4(30.8)	1(7.7)	1(7.7)	2(15.4)	0(0.0)	0(0.0)	2(15.4)	3(23.1)	0(0.0)	0(0.0)		
住居侵入(n=4)	3(75.0)	0(0.0)	1(25.0)	0(0.0)	1(25.0)	1(25.0)	1(25.0)	0(0.0)	1(25.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)		
放火(n=4)	1(25.0)	0(0.0)	1(25.0)	1(25.0)	0(0.0)	1(25.0)	0(0.0)	1(25.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)		
身体犯(n=80)	47(58.8)	8(10.0)	9(11.3)	10(12.5)	4(5.0)	5(6.3)	4(5.0)	0(0.0)	4(5.0)	4(5.0)	0(0.0)	0(0.0)		
傷害(n=35)	26(74.3)	3(8.6)	0(0.0)	5(14.3)	1(2.9)	1(2.9)	0(0.0)	0(0.0)	1(2.9)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)		
強盗致死傷(n=17)	6(35.3)	3(17.6)	3(17.6)	2(11.8)	0(0.0)	2(11.8)	1(5.9)	0(0.0)	0(0.0)	2(11.8)	0(0.0)	0(0.0)		
強姦・同致死傷(n=11)	9(81.8)	1(9.1)	1(9.1)	0(0.0)	1(9.1)	2(18.2)	1(9.1)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)		
強制わいせつ・同致死傷(n=8)	2(25.0)	0(0.0)	3(37.5)	1(12.5)	0(0.0)	0(0.0)	2(25.0)	0(0.0)	1(12.5)	1(12.5)	0(0.0)	0(0.0)		
暴行(n=4)	2(50.0)	1(25.0)	2(50.0)	0(0.0)	2(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(25.0)	1(25.0)	0(0.0)	0(0.0)		
傷害致死(n=5)	2(40.0)	0(0.0)	0(0.0)	2(40.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(25.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)		
有効回答計	212(60.1)	50(14.2)	42(11.9)	32(9.1)	21(5.9)	20(5.7)	20(5.7)	18(5.1)	17(4.8)	11(3.1)	6(1.7)	4(1.1)		

表5 犯行場所であれば犯行を思いとどまったもの (MA)

罪種	警察官の姿	防犯カメラ	パトカー	近所の人の目	通行人の目	交番や警察署	アテ防の姿	その他	を起こしていても犯罪	何があつていた犯罪	街灯等の明かり	け犯る罪防止を呼びか
財産犯(n=265)	132(49.8)	60(22.6)	49(18.5)	50(18.9)	46(17.4)	42(15.8)	33(12.5)	29(10.9)	17(6.4)	13(4.9)	9(3.4)	
窃盗(n=235)	118(50.2)	55(23.4)	43(18.3)	45(19.1)	41(17.4)	36(15.3)	31(13.2)	25(10.6)	13(5.5)	10(4.3)	8(3.4)	
恐喝(n=12)	3(25.0)	2(16.7)	2(16.7)	1(8.3)	2(16.7)	3(25.0)	1(8.3)	1(8.3)	4(33.3)	0(0.0)	1(8.3)	
強盗(n=13)	9(69.2)	2(15.4)	3(23.1)	1(7.7)	2(15.4)	2(15.4)	0(0.0)	3(23.1)	0(0.0)	1(7.7)	0(0.0)	
住居侵入(n=2)	2(100)	1(50.0)	1(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(50.0)	1(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(50.0)	0(0.0)	
放火(n=3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	3(100)	1(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(33.3)	0(0.0)	
身体犯(n=78)	38(48.7)	16(20.5)	25(32.1)	14(17.9)	17(21.8)	18(23.1)	15(19.2)	18(23.1)	9(11.5)	2(2.6)	4(5.1)	
傷害(n=32)	12(37.5)	6(18.8)	9(28.1)	5(15.6)	4(12.5)	8(25.0)	4(12.5)	6(18.8)	8(25.0)	2(6.3)	2(6.3)	
強盗致死傷(n=17)	8(47.1)	3(17.6)	3(17.6)	2(11.8)	4(23.5)	2(11.8)	2(11.8)	5(29.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	
強姦・同致死傷(n=11)	8(72.7)	4(36.4)	7(63.6)	3(27.3)	4(36.4)	4(36.4)	5(45.5)	3(27.3)	0(0.0)	0(0.0)	1(9.1)	
強制わいせつ・同致死傷(n=8)	5(62.5)	2(25.0)	5(62.5)	1(12.5)	3(37.5)	4(50.0)	2(25.0)	1(12.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	
暴行(n=6)	3(50.0)	1(16.7)	1(16.7)	3(50.0)	2(33.3)	0(0.0)	2(33.3)	2(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	1(16.7)	
傷害致死(n=4)	2(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(25.0)	1(25.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	
有効回答計	170(49.6)	76(22.2)	74(21.6)	64(18.7)	63(18.4)	60(17.5)	48(14.0)	47(13.7)	26(7.6)	15(4.4)	13(3.8)	

(2) 犯行場所選定に関わる要因

犯行場所をなぜ選んだのかを複数回答によって尋ね、罪種別に集計した(表4)。

罪種を問わず、「偶然」とする者が最も多く、特定の場所の特徴が犯行場所選択の理由であったとした者は少なかった。犯罪者は、少なくとも、意識的に場所の特徴を読み取って、犯行におよんでいるわけではないことがわかる。本データの範囲では、場所の特徴は、犯行場所選定の強い要因とは考えにくいと考えられた。

(3) 犯行をあきらめさせる要因

犯罪者に犯行をあきらめさせる要因を知るため、犯行現場に何があれば犯行を思いとどまっていたかを尋ね、罪種別に集計した(表5)。罪種に依らず比較的共通した傾向となり、犯行をあきらめさせる要因は、第一には「警察官の姿」、「防犯カメラ」や「パトカー」などの警察力であり、第二には、「近所の人の目」や「通行人の目」などの住民による自然な監視力であった。逆に「何があつても犯罪を起こしていた」は、恐喝や傷害を除いては全般的に低い回答率となっており、場所への適切な介入を行えば、犯行をあきらめさせることができる可能性は高いと考えられる。

実際に犯人が過去に何らかの理由で犯行を思いとどまった経験があるかを尋ねると、罪種を問わず、「経験あり」とする者の割合が半数〜7割程度存在した(表6)。その理由を複数回答によって求めると(表7)、「なんとなく」とする者が多かったが、何らかの理由を挙げた者での回答率を見ると、とくに財産犯では、「住民の目が気になったから」や「防犯カメラや防犯ベルなどの設備が気になったから」など環境要因を指摘する者が比較的多かった。逆に、「パトロール中の警察官に出会ったから」の選択率は罪種を問わず低かった。

表5を表7の結果と合わせて考えると、警察官の姿に象徴される警察力は、もし犯行現場であれば犯行を防ぐのに有効であるものの、絶対数の少なさに起因して、実際にそれによって犯行が防

表6 実際に犯行を思いとどまった経験の有無

罪種	犯行を思いとどまった経験	
	ある	ない
財産犯(n=265)	178(67.2)	87(32.8)
窃盗(n=233)	165(70.8)	68(29.2)
恐喝(n=12)	5(41.7)	7(58.3)
強盗(n=12)	6(50.0)	6(50.0)
住居侵入(n=4)	2(50.0)	2(50.0)
放火(n=4)	0(0.0)	4(100)
身体犯(n=80)	39(48.8)	41(51.3)
傷害(n=35)	21(60.0)	14(40.0)
強盗致死傷(n=16)	6(37.5)	10(62.5)
強姦・同致死傷(n=11)	3(27.3)	8(72.7)
強制わいせつ・同致死傷(n=8)	6(75.0)	2(25.0)
暴行(n=6)	2(33.3)	4(66.7)
傷害致死(n=4)	1(25.0)	3(75.0)
有効回答計	217(62.9)	128(37.1)

がれたケースは少ないと考えられる。そして、とくに財産犯においては、特段の理由のない「なんとなく」を別にすれば、実際に多く犯行を防いだのは、「住民の目」や「防犯カメラやベルなどの設備」「街の人の目や街の人からの声かけ」などの環境要因が中心であったことがうかがえる。

また、表4と表5、表7とを合わせて考えると、場所の特徴は、犯罪を促進する方向に対して寄与しているわけではなく、犯罪を阻止する方向に対して作用するものだと考えられる。つまり、防犯環境設計は、それがなければ犯罪を促進するとまでは言えないが、偶然に場所を選んでくる犯罪者による犯行を阻止するうえで、有効に働くものと解釈できる。

表7 犯行を思いとどまった理由 (M.A.)

罪種	なんとなく	住民の目から気が	備わった空気	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ
財産犯(n=166)	113(68.1)	34(20.5)	27(16.3)	18(10.8)	14(8.4)	10(6.0)	9(5.4)	5(3.0)	5(3.0)	2(1.2)	1(0.6)	
窃盗(n=154)	104(67.5)	30(19.5)	27(17.5)	17(11.0)	14(9.1)	10(6.5)	8(5.2)	4(2.6)	4(2.6)	2(1.3)	1(0.6)	
恐喝(n=5)	5(100)	1(20.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(20.0)	0(0.0)	0(0.0)
強盗(n=5)	3(60.0)	2(40.0)	0(0.0)	1(20.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(20.0)	1(20.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
住居侵入(n=2)	1(50.0)	1(50.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
身体犯(n=34)	26(76.5)	4(11.8)	2(5.9)	2(5.9)	0(0.0)	1(2.9)	1(2.9)	3(8.8)	2(5.9)	3(8.8)	1(2.9)	
傷害(n=18)	16(88.9)	1(5.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(5.6)	0(0.0)	0(0.0)
強盗致死傷(n=6)	4(66.7)	2(33.3)	0(0.0)	1(16.7)	0(0.0)	1(16.7)	0(0.0)	1(16.7)	1(16.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
強姦・同致死傷(n=3)	1(33.3)	0(0.0)	1(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(33.3)	2(66.7)	0(0.0)	2(66.7)	0(0.0)	0(0.0)
強制わいせつ・同致死傷(n=6)	4(66.7)	1(16.7)	1(16.7)	1(16.7)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(16.7)	1(16.7)	0(0.0)
暴行(n=1)	1(100)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
有効回答計	139(69.5)	38(19.0)	29(14.5)	20(10.0)	14(7.0)	11(5.5)	10(5.0)	8(4.0)	7(3.5)	5(2.5)	2(1.0)	

4. まとめ

本稿では、犯罪者への質問紙調査をもとに、犯行時の下見行動や犯行場所の選定行動、犯行を阻止する環境要因について基礎的集計結果を報告した。その結果、以下の点を示した。

- ・ 全般的に犯罪者が下見を行う割合は低い。入念な下見のもとで犯行場所を選ぶとする一般的な犯罪者の行動モデルには、再考の余地があると考えられる。
- ・ 犯罪者は犯行場所を「偶然に」選んでいる傾向が強い。防犯環境設計は、偶然に犯行場所を選ぶ犯罪者を前提に、その犯行を阻止する要因を増やす意味で役立つと考えられる。
- ・ 警察力はもし現場にあれば犯行を防ぐことができると期待できるが、絶対数の少なさから、実際に多くの犯行を抑止してきたのは、とくに財産犯では、「住民の目」などに代表される環境要因である。

本稿の集計の結果、場所の特徴は、それ自体が犯行を誘発するほどではないものの、偶然に場所を選ぼうとする犯罪者に対して抑止力となっていることがうかがえた。そして、とりわけ住民の目は、その要因として相対的に重要と考えられた。

住民や通行者の目による「自然な監視」は、その重要性がしばしば指摘されてきたものの、未だ犯罪抑止効果が実証的に示されているとは言い難い。本調査で得られた結果は、犯人の意識から見た場合、とくに財産犯においては、「自然な監視」を高めることは犯罪者の犯行を阻止できる可能性があることを示唆している。この結果は、「人通りが多くみとめられる」環境を犯罪者が最も嫌うとした既存研究⁴⁾や、「近所の人に声を掛けられたり、ジロジロ見られた」ことが住宅侵入窃盗犯が犯行をあきらめた最大の理由とし既報告⁹⁾と一致している。このことから、少なくとも犯罪者の視点からは、「自然な監視」は犯行の可能性を低めることに寄与すると言っても良いと考えられる。

わが国の防犯まちづくりは、概念が普及する一方で、実際に行われていることは、画一的な設備の設置や住民によるパトロールの活性化にとどまっていることも多い。防犯まちづくりを本来の意味でまちづくりの一種として定着させるためには、防犯の問

題を、設備の設置や住民活動の活性化に安易に帰着して論ずるのではなく、都市で展開される日常的な人間活動や、その背後にある都市構造の在り方の問題として論ずることが必要である。土地利用や交通網などに依存して決まってくる「自然な監視」はそのための切り口としても有効と考えられる。

本稿は、調査速報として後の分析の基礎資料とするため、データの単純集計結果を多く掲載した。今後、データ分析を進め、犯罪者の視点からみた防犯まちづくりの有効性について検証していきたい。

補注

- (1) この調査では、刑が確定した後、拘留所に一時的に収容されている者が調査対象とされた。したがって、ここでは、執行猶予の者や受刑中の者は対象に含んでいない。
- (2) 強姦および強制わいせつについては、一般に「性犯罪」として分類されることも多いが、本稿内では、有効数が少なく、別途の分類をする意義が薄いため、身体に対する犯罪として「身体犯」に含めた。
- (3) 例えば文献⁹⁾では、警視庁に平成8年中に検挙された空き巣狙いの被疑者35名への調査から、54%の者が下見を行ったと報告している。

参考文献

- 1) 安全・安心まちづくり研究会編(1998)「安全・安心まちづくりハンドブック」, ぎょうせい, 135pp.
 - 2) 星野周弘(1968)「侵入窃盗の研究:被害状況を中心として」, 科学警察研究所報告防犯少年編, 9(1), 1-15
 - 3) 岡本英生(2007)「成人ひったくり犯から見た犯行に影響を及ぼす環境的要因に関する研究」, 犯罪心理学研究, 44(2), 15-21
 - 4) 清永賢二・桶田清順・米里誠司・吉田幾多郎(1992)「犯罪者の視点に基づく市街地評価の研究」, 科学警察研究所報告防犯少年編, 33(1), 42-61
 - 5) 社会安全研究財団(1992; 1993; 1994)「犯罪者の行動分析」, 社会安全研究財団
 - 6) 都市防犯研究センター(1997)「侵入盗の実態に関する調査報告書(4)住宅対象侵入盗発生実態編」JUSRIレポート12, 都市防犯研究センター
 - 7) 警察庁生活安全局生活安全企画課(2009)「犯罪情勢分析手法の高度化に向けた調査研究報告書」, 警察庁生活安全局生活安全企画課
- 注) 本稿は、文献⁷⁾に基づき加筆・修正を行ったものである。